

Kawasaki Green Lab. (カワサキ グリーン ラボ) 事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、花やみどりをツールとして地域と企業等の多様な主体が交流するきっかけを作り、まちの魅力向上を目指す「Kawasaki Green Lab. (カワサキ グリーン ラボ) 事業」(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共創花壇)

第2条 市は、道路や駅前広場等の公共空間において、共創の場となる花壇等(以下「共創花壇」という。)を設置する(既存の花壇等を活用する場合も含む。)

2 共創花壇の剪定や植替え等の日常的な維持管理については、地域と企業等の多様な主体が連携して行うことを基本とし、企業等による専門的な技術支援又は協賛金の提供を受けて実施するものとする。

(本事業における役割)

第3条 市は、地域と企業等の多様な主体が連携して実施する共創花壇での活動に対して、花苗の提供等の必要な支援を行うとともに、市ホームページ等を用いた広報活動により、共創花壇で生み出された交流やつながりについて、広く市民等への周知を図るよう努めるものとする。

2 企業等は、第1条に規定する目的に賛同し、共創花壇を通じたまちの魅力向上に向けて、市や地域と連携して本事業に取り組むよう努めるものとする。

(確認書)

第4条 市が企業等から専門的な技術支援を受けて共創花壇の維持管理を実施する場合は、共創花壇の場所、花苗の種類、植替えや清掃等の頻度、地域との活動等その他必要な事項について、市と企業等との間で協議し、協議内容を記載した確認書を取り交わすものとする。

2 市が企業等から協賛金の提供を受けて共創花壇の維持管理を実施する場合は、共創花壇の場所、協賛金額、協賛金の使途、納付方法等その他必要な事項について、市と企業等との間で協議し、協議内容を記載した確認書を取り交わすものとする。

3 市が、企業等から共創花壇に関する専門的な技術支援に加えて協賛金の提供を受ける場合は、前2項に規定する内容を一つの書面にて取り交わすことができるものとする。

4 前3項の確認書の有効期間は、確認書を取り交わした日からその日の属する年度の末日までとする。なお、有効期間満了日の30日前までに、市又は企業等のいずれかから更新しない旨の申出がないときは、有効期間を翌年度の末日まで更新するものとし、以後も同様とする。

(欠格事由)

第5条 市は、技術支援や協賛金の提供を申し出た企業等が、次のいずれかに該当するとき

は、その申し出を拒否することができるものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 役員等（協賛を申し出た者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者を、協賛を申し出た者が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又はその他「川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）」第2条各号に該当する団体であると認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。

（その他の事項）

第6条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年9月24日から施行する。

（要綱の廃止）

- 2 本事業の施行に伴い Kawasaki Green Lab.（カワサキ グリーン ラボ）実証実験への協賛要綱（令和6年4月1日付け5川建フ第279号）は、廃止する。